

# 名寄都市計画（名寄市） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（非線引き都市計画区域）

## I. 都市計画の目標

### 1. 基本的事項

#### （1）目標年次

この方針では、名寄都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

#### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

名寄都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	名 寄 市	行政区域の一部	約 7,324 ha

## 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、北・北海道の長流天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置している。道路は南北に国道 40 号、東側に国道 239 号が通り、また鉄道は南北に宗谷本線が走っており、古くから交通の要衝として幅広い生活圏域を形成し、道北圏の中心都市として発展してきた。

人口は減少傾向であり同時に高齢化が進行している。JR 名寄駅前から国道 40 号周辺までの中心商店街及び風連地区中心市街地では、郊外型大型店の進出による消費購買欲の低下や商業後継者不足等により商店の廃業・建物の老朽化等から取壊しが行われ、これら中心商業地区内にシャッターが下りたままの店舗や空き地が点在し、都市的魅力の減少と市街地の衰退感から市全域の活力が低下している。

中心部の活性化が求められる一方で、市街地周辺部では商業系の開発が進んでおり、また高規格幹線道路完成後はインターチェンジ周辺の土地利用も見込まれることから、無秩序な開発を防止するため、総合的な観点から整備、開発及び保全が必要とされる。

本区域では市民一人ひとりが地域や社会の担い手として、力を発揮できる「人づくり」、安全で安心して暮らすことのできる「暮らしづくり」、地域特性を活かしたまち全体が元気にあふれた「元気づくり」を基本理念に、目指すべき将来像を「自然の恵みと財産を活かしみんなでつくり育む未来を拓く北の都市・名寄」としている。

本区域の都市づくりにおいては、これらを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化の進行、また、情報化社会の進展や近年多発している自然災害に対応すべく、コンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

## II. 区域区分の決定の有無

### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であ

り、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR宗谷本線と3・3・3号共栄通（国道40号）による古くからの交通の要衝として計画的に市街地の発展が図られてきた。

しかしながら、近年は人口減少や少子高齢化、郊外への大型店舗の進出に伴い、市街地の拡大や工業地区における用途の混在が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、商業業務地周辺に配置し、生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。  
また、風連地区の住宅地については、一定規模の商業業務施設の立地も可能とすることにより、中心部の商業地と機能的に連携した日常生活圏を形成する。
- ・専用住宅地は、名寄地区の西地区の南側及び東地区の北側、風連地区の市街地北西側等に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・名寄駅周辺は商業、交通、医療、行政施設等が集積する地区であり利便性が高いことから、まちなか居住の可能性を検討する。

##### ② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR名寄駅前通周辺の中心市街地に配置し、まちなか居住も考慮して再整備を図る。
- ・地域商業業務地は、JR風連駅前周辺を中心として3・4・21号国道北通（国道40号）、3・4・22号国道南通（国道40号）沿道及び3・4・20号大通（一般道道朱鞠内風連線）沿道に配置し、近隣住民のために日常生活利便施設が集積する住区核の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、JR名寄駅前通周辺の中心市街地から大橋通までの3・3・3号共栄通（国道40号）沿道及び中央通までの3・4・2号アカシヤ通沿道（一般道道旭名寄線）に配置する。

##### ③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。
- ・専用工業地は、風連地区の国道40号沿いの市街地北東部に配置し、開発方針を基本に、工場等の適切な誘導を進める。

- ・一般工業地は、市街地南側の徳田地区、市街地北側の大橋地区、JR名寄駅周辺及び風連地区の商業地に隣接するJR宗谷本線沿道に配置し、軽工業等の環境悪化の恐れのない工業の利便性の向上を図る。

#### ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

徳田地区は既存工業や今後進出する企業に支障がでないよう、用途の混在を防止するために土地利用のあり方を検討する。

### (2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

- ・住宅地のうち、一般住宅地は中密度での土地利用を、専用住宅地は低密度での土地利用を基本とし、地区の特性に応じた良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・商業業務地のうち、中心商業業務地は高密度での土地利用を、地域商業業務地は中密度から高密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適正な密度での土地利用を図る。
- ・工業・流通業務地は中密度での土地利用を基本とし、地区の特性を踏まえた適正な密度での土地利用を図る。

### (3) 市街地の土地利用の方針

#### ① 土地の高度利用に関する方針

中央地区、北地区及び西地区については、医療・福祉・教育・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域として、地区計画等を活用し、未利用地の有効活用及び高度利用を進め、生活拠点の形成を促すことを検討する。

#### ② 居住環境の改善又は維持に関する方針

名寄西町地区及び豊栄地区の一部は名寄市の代表的な専用住宅地であり、引き続き良好な居住環境を維持していく。

### (4) その他の土地利用の方針

#### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

#### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

#### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・土砂流出防備保安林及び防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地及び河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

#### ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域は、上川管内の北部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・名寄市では、今後の人口減少、高齢化社会の進行を見据え、恒久的に地域の足を守るために、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・北海道縦貫自動車道の整備により、インターチェンジからのアクセス道路が国道40号に接続されたことから、自動車交通を適切に分散させ、円滑な市街地内交通を確保できる道路網の形成に努める。

##### b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年) (目標年)
幹線街路網密度	3.00 km/km <sup>2</sup>	3.16 km/km <sup>2</sup>

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### a 道路

- ・北海道縦貫自動車道、3・2・1号中央通(国道239号)、3・3・3号共栄通(国道40号、一般道道美深名寄線)、3・3・4号緑丘通(国道239号)、3・4・6号大橋通(国道40号)、3・3・19号鈴石通(国道40号)を都心の骨格となる道路とする。
- ・3・4・2号アカシヤ通(一般道道旭名寄線、名寄停車場線及び日進名寄線)、3・4・8号公園通(一般道道旭名寄線、名寄停車場線及び西風連名寄線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

- ・ 3・4・21号国道北通（国道40号）及び3・4・22号国道南通（国道40号）を風連地区の骨格となる道路とする。
- ・ 3・4・20号大通（一般道道朱鞠内風連線）及びその他の都市計画道路を配置し、風連地区市街地内の道路網を形成する。

**b 交通結節点等**

- ・ 3・4・2号アカシヤ通（一般道道旭名寄線）に、JR宗谷本線名寄駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。
- ・ 3・4・20号大通（一般道道朱鞠内風連線）に、JR宗谷本線風連駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

**③ 主要な施設の整備目標**

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 3・3・9号昭和通（市道東8号通、市道11線）の整備を促進する。
- ・ 3・4・10号東橋通（市道東南4丁目通、東橋通）の整備を促進する。
- ・ 3・3・13号ハルニレ通（市道中央通）の整備を促進する。

**(2) 下水道及び河川**

**① 基本方針**

**a 下水道及び河川の整備の方針**

**ア 下水道**

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

**イ 河川**

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

**b 整備水準の目標**

**ア 下水道**

下水道の普及率は、平成27年（2015年）で87.2%であり、引き続き市街地内での普及を目指し、整備促進を図る。

**イ 河川**

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

**② 主要な施設の配置の方針**

**a 下水道**

名寄市公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、名寄処理区と風連処理区を適切に配置する。

**b 河川**

天塩川、名寄川、豊栄川及び風連別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や総合的な治水対策等に努める。

**③ 主要な施設の整備目標**

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・ 市街地内の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道

施設については、施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

- ・天塩川、名寄川、豊栄川及び風連別川の河川改修を促進する。

### (3) その他の都市施設

- ・名寄地区衛生施設事務組合一般廃棄物処理施設、風連ごみ焼却場、名寄ごみ焼却場、名寄市食肉センター及び名風聖苑（火葬場）については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・その他のごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

## 3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

J R名寄駅周辺の中心商業業務地では、市街地再開発事業や地区計画等の活用により、未利用地の有効活用や土地の高度利用と中心市街地の活性化を図る。

## 4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

本区域は、市街地を取り囲むように雨竜山脈、北見山脈に連なる山地、丘陵地の自然豊かな樹林地が広がり、自然景観を成している。

また、市街地外縁部を流れる天塩川及び名寄川の河川空間を骨格とする良好な自然環境を形成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

### (2) 緑地の配置の方針

#### ① 緑地系統ごとの配置方針

##### a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、名寄公園、浅江島公園、健康の森、サンピラーパーク、風連町緑町公園、天塩川緑地及び名寄川緑地を配置する。

##### b レクリエーション系統

日常的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を名寄地区の各街区に、名寄地区に大学公園、風連地区に風連町西町公園及び風連町中央公園を配置する。

また、天塩川さざなみ公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、サンピラーパークを配置する。

##### c 防災系統

地震、火災、水害等の諸災害発生時の一時避難地や復旧活動の防災拠点として、大学公園、浅江島公園、名寄公園、白樺公園及びサンピラーパークを配置する。

##### d その他の系統

砺波ヶ丘霊園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に、静寂な土地を保全する。

**② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。  
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

**(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。